

情報公開文書

課題名 : Pusher 現象を呈した急性期脳卒中患者に対して長下肢装具による歩行は有効か
研究期間: 倫理委員会承認日～2023年12月31日

1. 研究の対象

倫理委員会承認日以降2022年12月に当院へ入院した脳出血、脳梗塞の患者さんの中で、発症から1週間経過しても自力で座位や立位が保てない方。

2. 研究目的・方法

Pusher 現象とは脳卒中により一側上下肢の麻痺を呈した患者さまの一部にみられる障害です。Pusher 現象のある患者さまは、麻痺のない側の手足で床やベッドを押しつけ、自らバランスを崩すため、自力で座位や立位が保てない状態となります。Pusher 現象のある患者さまは様々な動作において介助量が多くなるため、リハビリテーションの進行が遅延する可能性があります。

Pusher 現象を早期に改善する方法として、近年歩行補助ロボットの有効性が報告されましたが、これには非常に高価な機器が必要となるため一般病院で利用することは困難です。一方、長下肢装具とは重度の脳卒中患者さまに早期から立位や歩行トレーニングを実施するために用いられる機器であり、わが国では広く用いられていますが、Pusher 現象のある患者さまに有効かどうかは明らかになっていません。

本研究は Pusher 現象を呈した脳卒中患者さまの中で、リハビリテーション担当者によって長下肢装具による歩行トレーニングを実施された方と、歩行トレーニング以外のリハビリテーションを実施された方の経過を比較し、長下肢装具による歩行トレーニングが Pusher 現象の改善や日常生活動作能力の改善に有効であるかどうかを調査することを目的としました。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報: 性別、年齢などの基本情報、病名、治療内容、Pusher 現象の有無、麻痺の強さ、日常生活動作能力等

4. 外部への試料・情報の提供

外部への試料・情報の提供はありません。

5. 研究組織

この研究は当院のみで実施されます。

6. 個人情報の取扱い

情報には個人情報が含まれますが、利用する場合には、お名前、住所など、個人を直ちに判別できるような情報は削除します。また、研究成果は学会や学術雑誌で発表されますが、その際も個人を直ちに判別できるような情報は利用しません。情報は、当院の研究責任者が責任をもって適切に管理いたします。

7. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせください。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申し出ください。

また、情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、下記の連絡先までお申し出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先:

浜松医療センターリハビリテーション技術科 北野貴之(研究責任者)

住所:浜松市中区富塚町 328 番地

電話:053-453-7111(代表)